

紀美野町第4回定例会会議録

平成28年11月29日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成28年11月29日（火）午前9時00分開議

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 会期の決定について |
| 第 3 | 諸般の報告について |
| 第 4 | 議案第76号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する
条例について |
| 第 5 | 議案第77号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について |
| 第 6 | 議案第78号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条
例について |
| 第 7 | 議案第79号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第80号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第81号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第10 | 議案第82号 町有財産の無償貸し付けについて |
| 第11 | 議案第83号 和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 第12 | 議案第84号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について |
| 第13 | 議案第85号 平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
2号）について |
| 第14 | 議案第86号 平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予
算（第2号）について |
| 第15 | 議案第87号 平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について |
| 第16 | 議案第88号 平成28年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第3
号）について |
| 第17 | 議案第89号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第
1号）について |

- 第 18 議案第 90 号 平成 28 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 19 議案第 91 号 平成 28 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 20 議案第 92 号 平成 28 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 21 議案第 60 号 平成 27 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 議案第 61 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 23 議案第 62 号 平成 27 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 24 議案第 63 号 平成 27 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 25 議案第 64 号 平成 27 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 26 議案第 65 号 平成 27 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 27 議案第 66 号 平成 27 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 28 議案第 67 号 平成 27 年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 29 議案第 68 号 平成 27 年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 30 議案第 69 号 平成 27 年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 30 まで

○議員定数 12 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富枝子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	中 谷 昌 弘 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保健福祉課長	湯 上 ひとみ 君
産 業 課 長	湯 上 章 夫 君

建設課長 井村 本彦 君
教育次長 前田 勇人 君
会計管理者 南 秀秋 君
水道課長 田中 克治 君
まちづくり課長 西岡 靖倫 君
美里支所長 西 敏明 君
代表監査委員 向江 信夫 君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局 長 大東 淳悟 君
書 記 井戸向 朋紀 君

開 会

○議長（小椋孝一君） 規定の定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回紀美野町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（小椋孝一君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番、北道勝彦君、8番、向井中洋二君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

（10番 美野勝男君 登壇）

○10番（美野勝男君） 去る11月22日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から12月13日までの15日間とし、再開日は6日、9日及び13日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は11月30日水曜日の午後3時までといたします。

次に、全員協議会につきましては、本日本会議終了後開催したいと思います。

次に、総務文教常任委員会を12月1日木曜日午前9時30分から、産業建設常任委員会は12月2日金曜日午前9時30分から開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を12月9日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いします。

以上で報告を終わります。

（10番 美野勝男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から１２月１３日までの１５日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの１５日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告について

○議長（小椋孝一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告及び教育委員会より平成２７年度事務事業分、事務執行状況点検評価報告書が提出されています。お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第４回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方におかれましては、何かと御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに対し心より厚くお礼申し上げます。

さて、朝晩の冷え込みは秋の深まりを感じるころとなりましたが、紀美野町内では、自然、文化、人に触れ合う行事が盛んに行われてまいりました。

とりわけ１０月２９日の土曜日から３１日の月曜日までの３日間、多くの町民の皆様の御参加と御協力をいただく中で、盛大に紀美野町文化祭が行われ、芸能の部、展示の部、児童生徒の発表会など、日ごろの活動の成果を披露していただいたところでございます。

また、１１月１３日に開催されました世界民族祭も「芸術に国境はない」との格言のもとに、各国の皆様が紀美野町に集い、文化交流が行われました。これからも芸術に親

しみ、楽しむ町づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、去る１１月１８日から１９日にかけて東京の多摩青果並びに東京都昭島市の量販店において柿のトップセールスを行ってまいりました。その翌日の２０日には、「紀美野町農林商工まつり・柿の市」を開催し、町内外からお越しいただいた多くのお客様でにぎわいました。御協力いただきました実行委員会の皆様をはじめ、関係者の皆様、さらには議会議員各位のお力添えに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、これからも農林商工業の発展に力を注いでまいり所存でございますので、さらなる御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、最近、火山の噴火や地震による災害が連続的に発生しております。去る１０月８日には熊本県の阿蘇山が噴火し、広範囲に噴石が飛散しました。また、１０月２１日には鳥取県の中中部で震度６弱の地震が発生し多くの方々が被災されています。また、先日の１１月２２日には福島県沖でマグニチュード７．４の地震が発生し、津波警報が発令されたところでございます。

このような中で、１１月２７日の日曜日、防災組織力を強化するための一環として、全職員を対象に情報の伝達、被災者支援システムの操作、アクアレスキューの操作、ＢＣＰ検証などの防災訓練を実施したところでございます。引き続き、町民や議員各位の御理解と御協力のもと、緊張感を持って防災・減災に努めてまいります。

さて、９月定例会に上程し御可決賜りました町営住宅新神原団地の建てかえに伴う建設候補地について、当予算額の中で専門的な調査を行ったところ、昭和２８年の大水害後の河川並びに谷川の砂防堰堤工事等によりまして、その後今日まで浸水等の記録はございませんが、より高い安全性を考慮したところ、土地の有効利用ができず、また、多額の費用を要するなどの調査結果が示されましたので、現在の候補地での建設を断念し、再度新たな候補地の選定等について慎重に検討してまいります。

また、議員各位からコミュニティバスの運行についての御質問、御提案をいただいておりますことに対しまして、当町にふさわしいコミュニティバスのあり方を研究してまいりました。当町といたしましては、地域住民の大切な交通手段であることを最優先に、運行路線を維持しつつ、効率的な予約運行方式を一部の路線で試行的に取り入れていく方向で検討しているところでございます。

次に、教育関係で報告事項がございます。

それは毛原小学校、長谷毛原中学校の今後のあり方についてでございますが、毛原小

学校、長谷毛原中学校の育友会長と代表者2名が、先月、10月21日に私宛てに申し出がありました。今年の4月以降、保育所が休園になったことに伴って保護者間で何回かの意見交換を重ねる中で、来年度より子供たちを下神野小学校、美里中学校に通学させたいとの保護者の方々が意思決定され、去る8月31日に地域の方々にもその意思を伝え承いただいたとのことでございました。教育委員会でもこのことを受けまして慎重に協議を行っており、地元区長への説明会を行うなど、保護者の願いに沿った教育行政を行っていただいているところでございます。

さて、今期定例会に上程いたしております案件は、議案第76号から議案第92号までの17件であります。条例の一部改正についての案件が6件、町有財産の無償貸し付けについての案件が1件、和解及び損害賠償の額を定めることについての案件が1件、平成28年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が8件、平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算に係る案件が1件であります。

一般会計補正予算関連につきましては、主なものとして、地区集会所の屋根修繕のための工事費が208万5,000円、町有施設障害者等用駐車場を整備するための工事費が123万2,000円、グリーンツーリズム推進のための事業補助金100万円、町道補修及び舗装生活関連のための工事費が700万円、災害復旧のための工事費が160万円など増額の補正となっております。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げまして、御挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、過日、議会運営委員会、総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会が県外の所管事務調査を行っていますので、委員長から調査結果について報告願います。

議会運営委員長、美野勝男君。

(議会運営委員長 美野勝男君 登壇)

○議会運営委員長（美野勝男君） 去る10月27日、28日に行いました議会運営についての県外所管事務調査結果について報告します。

長野県栄村における議会活性化についてであります。

栄村は長野県の最北端の人口2,016人、面積271平方キロメートル余りの豪雪

地であります。村の合併は昭和 31 年に行っています。平成の大合併は行わず、ちょうどその時期に議員定数について賛否両論であったが、平成 17 年に議員定数 16 名より 4 名減員して 12 名となり、その後、議会活性化委員会を立ち上げ、日曜議会とか夜間議会とか要望のある集落で懇談会を開催するとか、まだほかのことも含め議論したが決まらず、前議長の申し送りあり、現在に至って討議を続けているということです。

定数の問題ばかりではないが、定数は平成 29 年 5 月に 10 名にすることになっているということです。住民に議会に関心を持ってもらうにはどうしたらよいか、その村は村として中心に考えねばならないと検討するも、次に申し送りながらのことになるということでした。7 月に県町村議長会より担当職を招き議会活性化の取り組みや先進事例について研修を受けたが、議員全員の意識改革につなげていくことも難しく、今後も研修していくことになるということです。

31 集落が点在している中で、それぞれ議員はどうすれば地域住民の要望に応えていけるのか、手さぐりの状況であり、特別なことはできていないのが現状である。これからケーブルテレビが各戸に入っているので、議会の放映について村へ要望していくことも考えられると説明がありました。

次に、上田市議会の議会改革について報告します。

上田市は人口 15 万 9,000 人余り、面積 552 平方キロメートルです。平成 18 年に 4 市町村が対等合併し、新しい上田市が誕生しました。旧 4 市町村議会による内諾事項を運営基準として引き継ぐ形で新しい上田市議会の議会運営のルールづくりの推進により議会改革がスタートしていったということです。

平成 20 年には上田市議会運営基準を制定、平成 22 年には議員定数を 34 人から 3 人削減、平成 25 年に上田市議会のあるべき姿を規定する上田市議会基本条例を制定しました。公平性及び透明性を確保し、市民にわかりやすく信頼される議会を目指す取り組みとして、議会報告会、政務活動費の公開、議長交際費の透明性の向上などに努めている。

第 1 回の議会報告会は平成 23 年に実施され、後に基本条例で明文化し、議員が 3 班に分かれて、近年は期間を決め、年間 3 から 7 日間、5 から 9 会場において実施され、延べ 400 人余りから 27 年には 184 人と減少傾向である。昨年から報告会終了後、常任委員会ごとに分かれてテーマ別車座集会も行っているが参加者は少ないと聞きました。参加募集は、広報紙や自治会組織、消防団組織、PTA 等の団体へ呼びかけている。

政務活動費については、自由閲覧として公開し、平成２１年度からは支出状況をホームページで公開、研修や行政視察報告も平成２３年度から公開している。

以上のほかにも議会改革に取り組まれており、議員としての行動規範や議会としての基本方針が明確になったとのことでした。

以上、議会運営についての研修報告とします。

(議会運営委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務文教常任委員長、町田富枝子君。

(総務文教常任委員長 町田富枝子君 登壇)

○総務文教常任委員長（町田富枝子君） 去る１０月２７、２８日の両日、総務文教常任委員会県外所管事務調査を長野県栄村と上田市において実施いたしました。

栄村は長野県の最北端に位置する村で、昭和３１年９月に下高井郡堺村と下水内郡水内村とが合併して生まれ、人口は平成２８年４月現在で８７８世帯、２,０３４人、高齢化率４９．２％の村です。

栄村も高齢化が進み、居宅介護を必要とする住民もふえてきたが、人口の少ない山間地域集落などでは、採算が合わないためなかなか業者にも来てもらえない。集落内にヘルパーが存在すれば必要なときにげた履きで駆けつけることができる。住民が住民を介護する仕組みを考えたのが「げた履きヘルパー」です。

具体的には、住民がヘルパー資格を取ることを推奨し、資格取得資金などを村がサポートした結果、平成１１年は栄村単独でヘルパー養成講座を実施、登録、費用はテキスト代のみで、人口２,８００人の村で約１００人が受講したとことで地域で支え合う意識の高さが感じられました。

当初は、村内集落を８地区に分け、地域内での介護を目指しましたが、ヘルパーは専門ではないため、当日のキャンセルがあったり、ヘルパーの人数に対して需要が少なかったりと苦労されたそうです。

げた履きヘルパーの登録者数は、２８年４月１日現在で１級０、２級４６名、３級２３名、介護職員初任者研修修了者９名の合計７８名です。延べ人数は２３５名となっています。

当初２００名程度いたげた履きヘルパーも現在７３名で、１５年を境に村での養成講座はやってなく、３年に一度更新をし、２５年からは近隣でやっている養成講座に村が補助を行っている状況です。

げた履きヘルパーのメリットは、家事支援等であれば御近所さんのほうが何かとわかりやすくいいが、反面、近所の人には介護してほしくないという心情もあるとのことでした。現在では、ヘルパーも高齢化し、常勤ヘルパー３名が主に車で地域を回っているとのことでした。地域のことは地域でという発想は素晴らしいですが、なかなか課題もあるようです。

翌日、長野県上田市で運賃低減バスについて研修を受けました。

長野県上田市は、平成１８年３月６日に上田市、丸子町、真田町、武石村が合併して誕生した人口１６万を擁する長野県東部の中核都市です。

上田市の路線バスは、平成２４年度時点でほとんどが赤字路線で、国・県・市の運行補助金を投入しなければ路線を維持することができない状況でした。そこで、市は今後の高齢社会を見据え、都市機能として不可欠な路線バスを維持・継続するために、バスの運行に対する補助から乗車する人に対する補助という発想に転換し、平成２５年１０月１日から運賃を下げて乗りやすくした上田市運賃低減バス実証運行を開始いたしました。

運賃低減バス運行計画は、１つ、低価格運賃の導入による利用者増により財政支出を抑える。１つ、バスの利用運賃を上限３００円、遠距離の場合は上限５００円とし、多くの市民に乗ってもらうということで、バスの運行補助ではなく、乗車する人に対する補助という発想に転換、１つ、上限運賃設定による既存路線バスの活性化、再生を目指すとしています。

今年の９月３０日で３年の期限を迎えたことから、２７年度末の結果を発表、その結果、年間利用者数は９９万人から１２１万人と大幅に増加したものの、目標の１５０万人には至っていないことから、さらにこれからの３年間、実証実験期間を延ばし目標に近づけたいとのことで、住民に実態を知ってもらうために１年ごとに状況を発表していくとのことでした。

人口減少と高齢化でどの自治体もバス交通の課題があります。上田市の運賃低減バス実証運行は直接紀美野町には参考になりませんでしたが、あらゆる知恵を結集して取り組むべきだと感じました。

以上で報告を終わります。

（総務文教常任委員長 町田富枝子君 降壇）

○議長（小椋孝一君）

産業建設常任委員長、七良裕 光君。

(産業建設常任委員長 七良浴 光君 登壇)

○産業建設常任委員長（七良浴 光君） 去る１０月２７、２８日の２日間、産業建設常任委員会県外所管事務調査を長野県下水内郡栄村及び長野県上田市において実施しました。

栄村は人口２，０３４人、面積２７１．６平方キロメートル、高齢化率４９．２％の村で、農地の保全事業としての田直し事業について研修を行いました。

田直し事業とは、棚田地域の地形に合わせて農家が使いやすいように棚田２、３枚を１枚に整備したり、農機具の搬入路の新設、整備や水路の整備を行う事業で、現場において農家、オペレーター、村担当で協議し、農家の意向を十分取り入れて概算書を算定、設計書はなく、出来高精算を行い、１０アール当たりの事業費は４０万円を限度に平成元年から平成２７年度までに小さな水田１，５００枚を５５０枚にまとめているとのことでした。

また、水田をまとめることにより、畦畔が高くなり、畦畔の草刈りが大変なため、畦畔管理省力化事業として畦畔にベントグラスを植栽することを推奨し、稲作の維持と所得の向上を目指しているとのことであり、紀美野町でも農業従事者の高齢化が進んでいるため、果樹園等にベントグラスの種をまくことにより、下草刈りの手間が省かれるのではないかと考えます。

次に、上田市は、平成１８年３月に旧上田市、丸子町、真田町、武石村が合併して誕生した人口約１６万人、面積５５０平方キロメートルの中核市で、上田市地域新エネルギービジョンに基づく小水力発電について研修を行いました。

小水力発電施設は、染屋浄水場敷地内の地下ピット内に水車発電機を設置して上流からの導水管より接続し、発電後再び導水管に戻した後、緩速ろ過され、水道水として市民に供給されておりました。

発電可能な導水管の高低差は、インフラ型の場合の有効落差は３メートルから７０メートルだが、費用対効果を考えると２０メートルから４０メートル必要とのことで、水車発電機はインライン水車とビルトイン発電機で構成され、総事業費は１基当たり１億６，７００万円、最大出力６１キロワットで、年間売電額は１，６００万円あり、紀美野町内でも高低差があるので小水力発電事業の実施を検討してもよいのではないかと考えました。

以上で産業建設常任委員会県外所管事務調査の報告を終わります。

(産業建設常任委員長 七良 裕 光君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 次に、一般質問の通告は、11月30日午後3時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第76号 紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について

◎日程第5 議案第77号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第6 議案第78号 旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第79号 紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第76号、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第77号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第78号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第79号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第76号、紀美野町の議会議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町の議会議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、１ページから２ページをごらんください。

第１条紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１６５」を「１００分の１７５」に改める。これにつきましては、本年１２月に支給されます期末手当に係る支給割合の改定でございます。

次に、第２条紀美野町議会の議員報酬及び費用弁償等条例の一部を次のように改正する。

第６条第２項中「１００分の１５０」を「１００分の１５５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７０」に改める。これにつきましては、平成２９年度以降において６月期と１２月期に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

結果といたしまして、この改正により年間０．１カ月分期末手当がふえることとなります。つまり現行では期末手当が年間３．１５カ月分支給されておりますが、これが改正後は３．２５カ月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は平成２９年４月１日から施行するとなっております。

以上、議案第７６号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の３ページをお開きください。

議案第７７号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、３ページから４ページをごらんください。

第１条紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分の165」を「100分の175」に改める。
これにつきましては、本年12月に支給する期末手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。これにつきましては、平成29年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。

結果といたしまして、この改正により年間0.1カ月分期末手当がふえることとなります。現行では期末手当が年間3.15カ月分支給されておりますが、これが改正後には3.25カ月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するとなっております。

以上、議案第77号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第78号、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表では、5ページから6ページをごらんください。

第1条旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分の165」を「100分の175」に改める。
これにつきましては、本年12月に支給します手当に係る支給割合の改正でございます。

次に、第2条旧紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書き中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。これにつきましては、平成29年度以降において6月期と12月期に支給される期末手当の支給割合の改正でございます。結果といたしまして、この改正により年間0.1カ月分、期末手当がふえることとなります。つまり現行では期末手当が年間3.15カ月分支給されておりますが、これが改正後は3.25カ月分となります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行するとなっております。

以上、議案第78号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の7ページをお開きください。

議案第79号、紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例について。

紀美野町職員給与条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

人事院の職員給与の改定に関する勧告に伴い、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されたことに準じ、紀美野町職員給与条例の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町職員給与条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では7ページから31ページをごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、人事院により国家公務員の俸給月額及び勤勉手当の改正に関する勧告を受け、国家公務員の一般職の給与に関する法律が改正されました。また、県人事委員会による勧告もあり、これに準じて条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、まず改正条例第1条について御説明いたします。

勤勉手当について規定してございます。第23条第2項第1号中の改正につきましては、本年12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については、「100分の80」を「100分の90」に、ただし、職務の級が5級以上の特定幹部職員につきましては「100分の100」を「100分の110」に、再任用職員につきましては「100分の37.5」を「100分の42.5」に、ただし、再任用職員の級が5級以上の特定

幹部につきましては「１００分の４７.５」を「１００分の５２.５」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、初任給、若年層に重点を置き、給料月額を引き上げを行うため、別表第１、別表第２及び別表第３を改正してございます。

別表につきましては、８ページから１８ページに掲載してございますので御高覧賜りたいと存じます。

続きまして、議案書の１８ページをお開きください。

改正条例第２条につきまして御説明申し上げます。

お手元の新旧対照表では２６ページをごらんください。

まず、第１４条第２項第２号中の扶養親族についての改正でございますが、満２２歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある子及び孫の「及び孫」を削ります。第５号を第６号に、第４号を第５号に、第３号を第４号として、第２号の次に満２２歳に達する日以後の最初の３１日までの間にある孫を加えるものでございます。

次に、第１４条第３項は、扶養手当の月額についての改正でございますが、第１号の配偶者、第３号の満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫、第４号の満６０歳以上の父母及び祖父母、第５号の満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹及び第６号の重度心身障害者の扶養親族につきましては、１人につき６,５００円とし、第２号の満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子につきましては、１人については１万円とするものでございます。

第１４条の２は、扶養親族に該当する事実が生じたときの届け出や扶養手当の支給開始、扶養親族としての要件を確認したときの支給額の改定などについての改正でございます。

議案書の１９ページの中段をごらんください。

勤勉手当について規定してございます。第２３条第２項第１号中の改正につきましては、国においては平成２９年度以降において６月期と１２月期の支給割合が均等になるように配分することとされているため、これに準じ再任用職員以外の職員については「１００分の９０」を「１００分の８５」に、ただし、職務の級が５級以上の特定幹部職員につきましては「１００分の１１０」を「１００分の１０５」に、再任用職員につきましては「１００分の４２.５」を「１００分の４０」に、ただし、職務の級が５級以上の特定幹部職員につきましては「１００分の５２.５」を「１００分の５０」にそ

れぞれ改めるものでございます。

次に、附則について御説明申し上げます。

第1条では、この条例は公布の日から施行しようとするものでございますが、改正条例第2条、附則第3条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、改正条例第1条の規定による改正後の給料月額につきましては、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

第2条では、条例第1条の適用前に支給した給与は、改正後の条例の規定の給与の内払とみなす規定でございます。

第3条では、扶養手当に関する特例について記載してございます。配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響を少なくする観点から段階的に実施し、それに生ずる原資をもとに子に係る手当額を引き上げるものでございます。これにより配偶者の手当額につきましては、29年度は1万円に、30年度からは6,500円となり、この手当額につきましては、29年度は8,000円に、30年度からは1万円になるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第79号の説明といたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長(小椋孝一君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) それでは、お聞きしてまいりたいと思います。

まず、議案第76号で議員の報酬及び費用弁償について提案をされてございます。議員に対して報酬と費用弁償を引き上げるということでございますけれども、まずこういう議員等については諮問機関、そういうところで諮るとかそういうことについてはされておられるのか聞きたいと思います。

今の提案であるならば大体2万円余りの引き上げをという提案でございますけれども、今、町民の方々のそういう収入というんですか、そういうところはどのぐらいになっておられるのか、どのように把握されておられるのか聞きたいと思います。

それから、職員のほうでございますけれども、よく言われるところ、ラスパイレス等ですね、これについては現在とそれから改正後どのようになってくるのか聞きたいと思

います。

以上です。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) それでは、私から美濃議員の御質疑についてお答えをさせていただきます。

議案第 7 6 号の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の質問でございますが、諮問をして引き上げたという御質疑であったかと思いますが、諮問はしておりません。

そして、町の状況はどういうふう把握しているかということでございますが、残念ながら当町ではそういう機関がございませんので民間の給与等の把握等はしておりません。したがって、国家公務員の人勧に準じている、これは従来から行っているところでございます。

それから、ラスパイレス指数、これは職員のラスパイレス指数がどのように変わるのかというような御質疑であったかと思いますが、私が把握しているラスパイレス指数というのは、28年度においてもまだ速報値の段階でありまして全て決定して公表されているわけではございません。ですから、これでどのようになるかというのはちょっとこの場で申し上げることはできないのですが、28年度の県内の町村のラスパイレス指数を申し上げますと、全市町村で言えば30市町村あるんですが、紀美野町は27位ということで下から数えて4番目であると、ラスパイレス指数は90.6でございます。町村の平均が94.6で、紀美野町は下から4番目で90.6というラスパイレスの状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 11番、美濃良和君。

○11番 (美濃良和君) 議会ですね、我々報酬22万円をいただいているわけでございますけれども、今、一般民間の収入等も大変厳しいようになってきていると思います。さきに町長もいろいろとトップセールスで回っていただいたりして、主になっている柿やミカン、また山椒等についても御尽力いただいたと、そういうことで頑張っ

いただいているわけでございますけれども、残念ながら農家については本当に収入というものは少なくなっている。米もだんだん厳しくなっていますし、そういうふうな状況になっていることは否めない状況であると思います。そういう点でありまして、今、議会に対していろんな批判等もあったりして、一昨年でしたか、我々そういうふうな状況の中にあるわけでございますけれども、把握はされてない。

それから、議員の報酬 22 万円、これ県下の町村、市はもう話になりませんから、町村においては何番目ぐらいにあるのか、これについて把握されておられますか。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 議員の報酬額が県下で町村だけでどの位置にあるかということですね。

データブックをちょっと見させていただきまして回答させていただきます。

議長報酬では、21 町村中 7 番目に位置しております。副議長の報酬は、21 町村中 6 番目、それから議員報酬は、21 町村中 7 番目となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 00 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 01 分）

○議長（小椋孝一君） 11 番、美濃良和君。

○11 番（美濃良和君） せっかく引き上げてやろうという提案でございますけれども、しかし、今の状況の中で、普通ならこういう公的な職員というんですか、我々議員とか、二役と教育長等については、そういうところを持ってワンクッションと言うたらなんですけれども、第三者的に見ていただいてどうであるのかという、そういうのを把握してもらうためのそういうところがあって見てもらおうと、第三者的に。役場の中にいてる人だけじゃない人に、そういうところは望ましいと思うんですけれども、それは考えながらされてないということであります。

我々、一昨年、先ほど言いかけてとまったんですが、議員定数を引き下げるというこ

とがあったんですが、これについてはやはり町民の皆さん方から議員に対するいろんな意味の批判の声もあって定数に対する声として反映したかというふうに思うんですけども、今の状況で減員ですからこれは誰が答弁してくれるのかわかりませんが、そういう客観性というのはないように思うんですけども、この提案というのはそういう面でというふうに受けとめなければならないわけですか、お聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員のおっしゃられる町の状況、景況、これにつきましては残念ながら町のほうで人事委員会というのを設けておりませんので調査はしてないんですが、国及び県におきましていろいろ調査した結果、こうした状況が出されているという中で、やはり町内の景況、またそうした職員をはじめ議員の皆さん方もそれだけ活動していただいているという中で、やはりこれを上げていくべきでないかと、人事院勧告に準じていくべきでないかということで提案をさせていただきましたので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第76号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 反対の立場から討論を行ってまいりたいと思います。

我々の議会の活動について、当局のほうで今の質疑の中でもあったように認めていただいているということで非常にありがたいわけであります。しかし、我々議会の対するいろんな声もあっちこちからお聞きいたします。議員の報酬ということで働き、それぞれ皆さん方、各議員頑張っておられると思うんですけども、そういう一定の町民の皆さん方とともに活動していく上で浮いてしまうような形になってはならないというふうに思うんです。

そこへもってきて現在、今、町の景気等については答弁ございましたけれども、大変な方向に向っていることは確かなんですね。国会においても、今度は年金のスライ

ド方式において引き下げていくようなことに、それも自公委員によって強行採決でもって進められようとしております。また、今問題になっている介護保険についてもいよいよ介護保険が利用されにくくなってきている。本人負担がふえてくる可能性がある等々、町の町民の方々も非常に不安な状況にある中で、議会の議員が2万2,000円の引き上げというふうになった場合にとられる感情というふうに思うならば、非常に危ういものがあるというふうに思います。

国のほうのまさに立憲主義という大事なところを無視した強行採決やいろんなことがされている中で、首相等も引き上げするようなんですけれども、それと中には一緒に見られる方々もおられると思います。

そういうことから我々の議員の活動について評価されて提案がされたわけでございますけれども、この案件に対して反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第７７号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号は原案のとおり可決されました。

これから議案第７８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第７８号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第７８号は原案のとおり可決されました。

これから議案第７９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第７９号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第７９号は原案のとおり可決されました。

○議長（小椋孝一君）　　しばらく休憩します。

休　憩

(午前 10 時 11 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 30 分)

◎日程第 8 議案第 80 号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

◎日程第 9 議案第 81 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 8、議案第 80 号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について及び日程第 9、議案第 81 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。税務課長、西岡君。

(税務課長 西岡秀育君 登壇)

○税務課長（西岡秀育君） それでは、議案書 22 ページをお開きください。

議案第 80 号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由といたしましては、所得税法等の一部改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、紀美野町税条例の改正を行うものであります。

次のページをお開きください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正の趣旨は、租税条約の締結していない外国との経済交流において得られた収入、所得等に関して租税条約締結国と同じ二重課税等の回避を調整する法律、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が発せられたためでございます。

同法施行令によりまして対象となる外国は台湾です。

具体的には、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例の創設を行うものであります。

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日施行で、平成 30 年度以後の個人町民税について適用されます。

改正内容は、本文１行目から下段３行目まで、平成２６年３月の議会により当該条文が既に改正されておりますので、「附則第２０条の２」を「第２０条の３」に繰り下げる改正を行うことによる条ずれの修正及び文言の適正化による修正であります。

２３ページ下段２行目からは、附則第２０条の２第１項は、特例適用利子等について個人の町民税は分離課税とすること及び１００分の３とすることを定めたものであります。

２４ページ中段の第２項は、この場合における関連条文の読みかえに関する規定、２５ページ中段、第３項は、特例適用配当等について、特例適用利子と同じく分離課税とすること、それから税率は１００分の３とすることを定めるものであります。

第４項では、特例適用配当の申告は年度により区分すること。

２６ページ、第５項は、関連条文において特例適用配当がある場合の読みかえ規定を置くものであります。今回追加いたしました特例適用利子と特例的用配当等の規定に基づきましては、施行期日、平成２９年１月１日以降ですけれども、これ以降に支払いを受けるものから適用する旨の経過措置を追加するものであります。

また、新旧対照表の３２ページから４０ページをごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、議案第８０号の説明とさせていただきます。

続きまして、２８ページをお開きください。

議案第８１号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、紀美野町国民健康保険税条例の改正を行うものでございます。

２９ページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第８０号でも御説明を申し上げたところでございますが、台湾との関係における国際課税を定めた外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関す法律の制定に伴う改正であります。

町税条例と同じく 26 年 3 月の議会に当該条文は既に改正されておりますので、附則第 12 項を 14 項に、附則第 11 項を 13 項に繰り下げる改正を行ったものであります。

附則第 11 項は、特例利子である場合について、国民健康保険税の課税対象所得に当該特例適用利子等に係る所得を加算して課税するということ。

附則第 12 項も同じく特例適用配当がある場合について、これも含め国民健康保険税の課税対象所得とすることを定めるものであります。

今回追加いたしました附則第 11 項、附則第 12 項の規定については、施行期日にも、これは平成 29 年 1 月 1 日以降でありますけれども、これ以降に支払いを受け取ったものから適用する旨の経過措置を追加するものであります。

また、新旧対照表、41 ページから 43 ページを御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、議案第 81 号の説明を終わります。

(税務課長 西岡秀育君 降壇)

◎日程第 10 議案第 82 号 町有財産の無償貸し付けについて

◎日程第 11 議案第 83 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（小椋孝一君） 日程第 10、議案第 82 号、町有財産の無償貸し付けについて及び日程第 11、議案第 83 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、一括議題とします。

説明を願います。企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、議案書の 31 ページをお開きください。

議案第 82 号、町有財産の無償貸し付けについて。

次の用地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

貸し付け物件につきましては、旧志賀野小学校の用地及び建物でございます。

用地につきましては、紀美野町西野 11 番地 1、1、136.32 平方メートルでございます。建物につきましては、校舎、鉄筋コンクリート造 2 階建て、1,116 平方メートルでございます。

貸付の相手先につきましては、和歌山県海草郡紀美野町真国宮 56 番地、学校法人り

ら創造芸術学園 理事長 山上範子でございます。

使用の目的につきましては、高等学校の用に供するためでございます。

貸付の期間につきましては、平成２９年４月１日から平成３８年８月３１日まででございます。

提案理由といたしましては、旧志賀野小学校の用地及び建物の町有財産の無償貸し付けについて、平成２９年３月３１日に貸付期間が満了することに伴い、平成２８年９月３０日に貸し付けの相手方である学校法人りら創造芸術学園から土地及び建物使用貸借契約の更新に伴う申請書が提出されたことによるものでございます。

以上、議案第８２号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の３２ページをお開きください。

議案第８３号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

平成２８年３月１４日、町道榎河池団地１号線の道路陥没により発生した事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２８年１１月２９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

１ 和解及び損害賠償の相手方につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

２ 事故の概要につきましては、平成２８年３月１４日午前１１時３０分ごろ、町道榎河池団地１号線において、上記１の相手方が歩行していた際、道路が陥没し、足をとられ転倒し負傷したものでございます。

３ 和解の内容につきましては、紀美野町は上記２に記載の事故で負傷した相手方に対して、下記４の額の損害を賠償するものでございます。

なお、本件損害賠償のほか、紀美野町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申し立てをしないことを確約するというものでございます。

４ 損害賠償の額につきましては１２９万２,５４１円でございます。

なお、この損害賠償額１２９万２,５４１円につきましては、町加入の全国町村会総合賠償補償保険から全額支払われることとなっております。

提案理由につきましては、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが説明といたします。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

◎日程第12 議案第84号 平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第12、議案第84号、平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について議題とします。

説明を願います。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の34ページをお開きください。

議案第84号、平成28年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

平成28年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,511万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,028万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、41ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金4,829万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、消費税率引き上げによる影響を緩和するための臨時福祉給付金の事業費補助金4,050万円と事務費補助金344万円、介護サービス事業者が介護従事者の負担軽減や業務の効率化のために導入する介護ロボットに係る地域介護・福祉空間整備推進交付金として435万6,000円を計上しております。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金192万2,000円の減額補正で、これにつきましては、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の減額でございます。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金3,758万9,000円の増額補正で、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅介護事業所の整備に係る建設費や開設準備に係る経費に対して補助するものでございます。

次に、４目農林水産業費県補助金で１６８万７,０００円の増額補正でございます。
これにつきましては、中山間地域直接支払交付金で対象面積がふえたため１１１万８,０００円の増額、耕作者集積協力金に係る機構集積協力金補助金で６万９,０００円の増額、農家民泊施設整備に係るグリーンツーリズム推進事業補助金５０万円によるものでございます。

１７款寄附金、１項２目ふるさとまちづくり応援寄附金１,１６５万円で、寄附件数の増加に伴う増額補正でございます。

１８款繰入金、１項２目地上デジタル放送中継基地基金繰入金１４０万円の増額補正でございます。この増額補正につきましては、施設の修繕料の財源とするものでございます。

４２ページをごらんください。

５目ふるさとまちづくり応援基金繰入金３４１万１,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、防犯灯、障害者等用駐車場、遊具、中学校施設用の備品などの財源とするものでございます。

２１款町債、１項６目土木債１,１４０万円の増額につきましては、町道小畑山手１号線道路改良工事に要するもので合併特例債を充てるものでございます。

１０目災害復旧費１６０万円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷川、梅本川の災害復旧に要するもので現年単独災害復旧事業債を充てるものでございます。

次の４３ページをごらんください。

歳出でございます。

１款議会費、１項１目議会費４７万８,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、人事院勧告による人件費の増額補正でございます。

次に、２款総務費、１項１目一般管理費１３１万９,０００円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、３節職員手当等で時間外勤務手当として１００万円と特別職の期末手当１６万９,０００円、１１節需用費の修繕料、１２節役務費、車検手数料と自動車損害保険料、それから２７節の公課費、重量税につきましては、これはいずれも公用車の車検に伴う経費でございます。

次に、４目財産管理費４４万１,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、町有施設の修繕料でございます。

次に、５目企画費５２４万円の増額補正でございます。

２節、３節、４節の増額につきましては、時間外勤務手当を除いて人勸による人件費の増額補正でございます。

また、８節報償費の謝礼等、１２節の役務費の郵便料とふるさと納税電子決済手数料につきましては、これはふるさと納税に係るものでございます。

１１節需用費につきましては、ギャップフィラー送信施設修繕料１４０万円でございます。

６目電子計算費２１万２,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、人勸による増額補正でございます。

次に、９目自治振興費２３万４,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、３節職員手当等で時間外勤務手当として２９万９,０００円を、１１節需用費でこれは南畑集会所と初生谷集会所の主に屋根の修繕料として２０万８,０００円を計上してございます。

１０目交通安全対策費２万８,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、防犯灯設置及び修理の補助金でございます。

次に、１２目防災諸費２万５,０００円の増額でございます。これにつきましては、人勸による人件費の増額でございます。

続いて、４５ページをごらんください。

２款総務費、２項１目税務総務費４万１,０００円の増額補正、３項１目戸籍住民基本台帳費２万５,０００円の増額補正、いずれも人勸による人件費の増額によるものです。

３款民生費、１項１目社会福祉総務費３万６,０００円の増額補正、２目国民年金事務費５万７,０００円の増額補正でいずれも人勸による人件費の増額補正でございます。

４６ページをごらんください。

３目老人福祉費４,１９万５,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、歳入のところでも説明させていただきましたが、地域密着型サービスとして小規模多機能型居宅事業所の整備に係る建築費や開設準備に係る経費に対して補助金として３,７５万８,０００円を、介護サービス事業者が介護従事者の負担軽減や業務の効率化のために導入する介護ロボットに係る補助金として４万３,５００円を計上してご

ざいます。

次に、4目障害者福祉費135万7,000円の増額補正で、町有施設の障害者等用駐車場として青色のカラー舗装、シンボルマークの塗装表示、標識の設置を行うためのものでございます。

6目重度心身障害者医療費337万円の増額補正で、審査支払委託料と医療費扶助を増額しているものでございます。

10目長谷毛原健康センター管理運営費15万円の増額補正で、エアコンの修繕料でございます。

11目国民健康保険事業費101万8,000円の増額補正で、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額でございます。

12目介護保険事業費622万1,000円の増額補正で、介護保険事業特別会計への繰出金の増額補正でございます。

13目後期高齢者医療費2,903万2,000円の減額補正で、後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額でございます。

続いて、47ページをごらんください。

14目臨時福祉給付金給付事業費4,394万円の増額補正で、給付するための必要経費を計上してございます。

3款民生費、2項1目児童福祉総務費15万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、3節の職員手当等の扶養手当を除き人勸に伴います人件費の増額補正でございます。

2目青少年対策費7万3,000円の増額補正で、人勸による人件費の増額補正となっております。

48ページをごらんください。

4目保育所費47万9,000円の増額補正で、人勸による人件費の増額によるものです。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費68万円の減額補正でございます。これにつきましては、人勸による人件費の増額補正と育児休暇中の職員の期末勤勉手当の減額によるものでございます。

3目母子衛生費16万5,000円の増額補正で、未熟児養育医療費の過年度返還金でございます。

4目環境衛生費83万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、人勸による人件費の増額、それから野上簡易水道事業特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

49ページをごらんください。

7目診療諸費237万8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、国民健康保険診療所事業特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項1目農業委員会費26万6,000円の増額補正でございます。これにつきましては、人勸によります人件費の増額と事務用備品、パソコン購入費の増額でございます。

次に、2目農業総務費28万2,000円の増額補正で、人勸によります人件費の増額です。

3目農業振興費161万2,000円の増額補正で、実施集落面積の増加による中山間地域直接支払交付金の増額と、農地の集約に協力した者に対する協力金によるものでございます。

4目耕地総務費8万6,000円の減額補正でございます。人勸による人件費の増額によるものと、28節繰出金では、農業集落排水事業特別会計への繰出金27万6,000円の減額によるものでございます。

50ページをごらんください。

6目地籍調査事業費25万2,000円の増額補正、それと7目農業体質強化基盤整備促進事業費5万5,000円の増額補正でございます。これはいずれも人勸による人件費の増額でございます。

5款農林水産業費、2項1目林業総務費9万6,000円の増額補正で、人勸によります人件費の増額です。

続いて、51ページにわたりまして5款農林水産業費、4項1目山村振興総務費210万4,000円の増額補正でございます。これにつきましては、人勸による人件費の増額と農家民泊施設整備に係るグリーンツーリズム推進事業の補助金100万円によるものでございます。

次に、6款商工費、1項1目商工振興費7万8,000円の増額補正で、人勸によります人件費の増額でございます。

2目観光費105万1,000円の増額補正で、ふれあい公園にある老朽化した遊具

を撤去し新しい遊具を設置するための経費でございます。

次に、7款土木費、1項1目土木総務費35万6,000円の増額補正でございます。人勸による人件費の増額と19節負担金補助及び交付金で県道路協会への負担金20万6,000円を計上してございます。

次、52ページをごらんください。

7款土木費、2項1目道路橋りょう維持費700万円の増額補正で、町道補修及び舗装生活関連工事の増額によるものでございます。

次に、2目道路橋りょう新設改良費1,228万5,000円の増額補正でございます。これにつきましては、人勸による人件費の増額と、13節委託料で橋りょう修繕工事測量設計131万7,000円を増額、トンネル定期点検業務622万7,000円減額、15節工事請負費で町道平中通り2号線改良工事3,587万円の増額、橋りょう修繕工事491万円の増額、町道小畑山手1号線道路改良工事1,200万円の増額、それから17節公有財産購入費で200万円の増額、22節補償、補填及び賠償金で3,787万円の減額計上となっております。

53ページをごらんください。

7款土木費、3項1目住宅管理費118万6,000円の増額補正で、町営住宅の修繕料でございます。

7款5項1目建設残土処理費4万3,000円の増額補正で、人勸による人件費の増額補正でございます。

次に、8款消防費、1項1目常備消防費294万4,000円の増額補正で、人勸による人件費の増額でございます。

54ページにわたりまして9款教育費、1項2目事務局費27万9,000円の増額補正で、人勸による増額でございます。

9款2項小学校費、1目学校管理費10万4,000円の増額補正で、人勸による増額でございます。

9款3項中学校費、1目学校管理費4万6,000円の増額補正で、校務員の賃金でございます。

2目教育振興費72万円の増額補正です。ふるさと応援寄附金を活用し、中学校の備品プロジェクターや図書などを購入するものでございます。

55ページにわたりまして9款4項1目社会教育総務費26万7,000円の増額補

正、４目人権教育費５万９,０００円の増額補正で、ともに人勸による人件費の増額でございます。

９款教育費、５項１目保健体育総務費９万円の増額補正で、旅費の増額でございます。

１０款災害復旧費、１項２目河川災害復旧費１６０万円の増額補正でございます。これにつきましては、長谷川、梅本川の災害復旧に要する経費でございます。

次に、１２款諸支出金、１項１目財政調整基金費６９３万６,０００円の減額補正でございます。

１０目ふるさとまちづくり応援基金費１,１６５万円の増額補正でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、予算書の３８ページをごらんください。

第２表地方債補正でございます。追加いたしますのは、災害復旧事業債の現年単独災害復旧事業で限度額は１６０万円でございます。

起債の方法は、普通貸借または証券発行、利率につきましては３．６％以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。

次に、償還の方法でございますが、政府資金につきましては、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることが出来るものとするものでございます。

次に、変更するものにつきましては、一般単独事業債で限度額を１,１４０万円増額の３億１,２７０万円にしております。なお、補正後の起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上、議案第８４号、平成２８年度紀美野町一般会計補正予算（第４号）の説明とさせていただきます。

（総務課長 細谷康則君 降壇）

◎日程第１３ 議案第８５号 平成２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について

◎日程第１４ 議案第８６号 平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第２号）について

◎日程第１５ 議案第８７号 平成２８年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)について

○議長（小椋孝一君） 日程第13、議案第85号、平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第86号、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第15、議案第87号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） それでは、議案書の58ページをお願いします。

議案第85号、平成28年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,321万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,192万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、63ページをお願いします。

歳入でございます。

まず、4款1項1目の療養給付費等交付金844万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、右の説明にございますとおり、1節の現年度分において1,371万5,000円の減額となつてございます。これにつきましては、平成28年度の交付金額が変更決定したことに伴う補正でございます。

その下の2節過年度分527万4,000円の増額となつてございます。これにつきましては、平成27年度の交付金額が追加決定されたことに伴う補正でございます。

その下の5款1項1目前期高齢者交付金で38万8,000円の増額補正でございます。平成28年度の交付金額が変更決定したことに伴う補正でございます。

次の9款1項1目一般会計繰入金で101万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては、歳入歳出調整に伴う補正となつてございます。

次、１０款１項１目の繰越金で４，０２４万５，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、前年度からの繰越金の確定に伴う補正となっております。

次のページをお願いします。歳出でございます。

１款１項１目の一般管理費で１８万４，０００円の増額補正となっております。これにつきましては、人事院の勧告に伴う職員の給料、職員の手当、共済費の補正となっております。

続きまして、２款１項一般被保険者療養諸費の１目療養給付費、それから２目の療養費、同じく２款の２項退職被保険者療養諸費の１目の療養給付費、２目の療養費、これらにつきましては、今回の歳入補正に伴う財源更正を行うものでございます。

次の２款４項１目一般被保険者高額療養費で１，６００万円の増額補正でございます。これにつきましては、本年度の前半期実績から本年度の必要となる療養費を推計した結果、予算が不足となることが想定されることから増額補正をするものでございます。

次の６５ページをごらんいただきたいと思います。

２款４項の２目の退職被保険者高額療養費、４目の退職被保険者等高額介護合算療養費、これにつきましては、歳入補正に伴う財源更正となっております。

次、３款１項１目の後期高齢者支援金で４７万６，０００円の減額補正でございます。これにつきましては、１９節の負担金補助及び交付金で後期高齢者支援金の額の変更に伴う減額補正でございます。また、同時に、歳入補正に伴う一般財源への財源更正を行っております。

次、４款１項１目の前期高齢者納付金で３万５，０００円の増額でございます。これにつきましては、納付金額の変更に伴う補正となっております。

次、６款１項１目介護納付金で２６１万９，０００円の減額でございます。これにつきましては、介護納付金の変更に伴う補正でございます。

次、６６ページをお願いします。

９款３項１目財政調整基金費で２，００８万６，０００円の増額補正でございます。繰越金の額の決定に伴う補正となっております。

以上、簡単ですが、議案第８５号、平成２８年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。

続きまして、６８ページをお願いします。

議案第８６号、平成２８年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第

2号)。

平成28年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,455万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出補正」による。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

73ページをお願いします。

歳入でございます。

まず、4款1項1目の一般会計繰入金で237万8,000円の減額補正でございます。歳入歳出調整に伴う補正でございます。

次、5款1項1目繰越金で306万8,000円の増額補正でございます。平成27年度からの繰越金の額の確定に伴う補正でございます。

次、74ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費で69万円の増額補正となっております。今回の人事院勧告に伴います人件費の補正となっております。

次、11節の需用費において、長谷毛原診療所のエアコンの修繕費として30万3,000円の補正をしてございます。

以上、簡単でございますが、平成28年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)の説明とさせていただきます。

続きまして、76ページをお願いします。

議案第87号、平成28年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

平成28年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,441万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

81 ページをお願いします。

歳入でございます。

まず、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 2,903 万 2,000 円の減額補正でございます。これにつきましては、右の欄の第 1 節事務費繰入金 93 万 5,000 円の減額となっております。これにつきましては、繰越金の確定に伴います減額の補正でございます。

次の 2 節保険基盤安定繰入金 256 万 2,000 円の減額でございます。平成 28 年度和歌山県後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金の確定に伴う補正となっております。

次、3 節療養給付費繰入金 2,570 万円の減額でございます。これにつきましては、平成 27 年度の県広域連合の療養給付費負担金の精算に伴う補正となっております。

次、4 節の職員給与費繰入金 16 万 5,000 円の増額、これにつきましては、人事院勧告に伴う職員の給与関係の補正となっております。

次、4 款 1 項 1 目の繰越金 93 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、繰越金の確定に伴うものでございます。

次、5 款 1 項 1 目の雑入で 2,570 万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成 27 年度県広域連合会の療養給付費負担金の精算に伴う補正となっております。

次の 82 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で 16 万 5,000 円の増額補正でございます。これにつきましては、人事院勧告に伴います職員の給料等の補正でございます。

次、2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金で 256 万 2,000 円の減額補正でございます。保険基盤安定制度負担金の確定に伴う補正となっております。

以上、簡単ですが、平成 28 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

◎日程第 16 議案第 88 号 平成 28 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小椋孝一君） 日程第 16、議案第 88 号、平成 28 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、湯上君。

（保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇）

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 議案書 84 ページをお開きください。

議案第 88 号、平成 28 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 28 年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,166 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 2,961 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 11 月 29 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、89 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

3 款 1 項 1 目介護給付費負担金 749 万 2,000 円の増額でございます。介護給付費の増額に伴うものでございます。内容は、施設等分給付費 1,800 万円の減額で、負担割合は 15%、270 万円の減額ですが、その他分給付費 5,096 万円の増額で、負担割合は 20%、1,019 万 2,000 円の増額のため差し引き 749 万 2,000 円の増額となっています。

なお、介護給付費差し引きは 3,296 万円の増額となっております。

続きまして、2 項国庫補助金、2 目調整交付金の 319 万 7,000 円の増額補正でございます。これにつきましても介護給付費の増額の負担割合 9.7%分でございます。

続きまして、2 目地域支援事業交付金（介護予防事業）8 万 7,000 円の増額及び 3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）2 万 6,000 円の増額につきましては、人件費の補正によるものでございます。

続きまして、4 目介護保険事業費補助金 108 万円の増額でございます。これはシス

テム改修費の半額補助になっております。

次に、４款１項１目介護給付費交付金の９２２万８,０００円の増額でございます。
これにつきましても介護給付費の増額の負担割合２８％分でございます。

続きまして、２目地域支援事業支援交付金９万８,０００円の増額につきましては、
人件費の補正によるものでございます。

次に、５款１項１目介護給付費負担金３２２万円の増額でございます。内容は、施設
等分給付費１,８００万円の減額で、負担割合は１７.５％、３１５万円の減額ですが、
その他分給付費５,０９６万円の増額で負担割合は１２.５％、６３７万円の増額のため
差し引き３２２万円の増額となっております。

続きまして、９０ページをごらんください。

２項１目地域支援事業交付金（介護予防事業）４万３,０００円の増額及び２目地域
支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）１万３,０００円の増額につきましては、
人件費の補正によるものでございます。

次に、６款１項１目介護給付費繰入金４１２万円の増額でございます。介護給付費３,
２９６万円増額の１２.５％分でございます。

続きまして、２目地域支援事業繰入金（介護予防事業）４万４,０００円の増額及び
３目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）１万３,０００円の増額につき
ましては、人件費の補正によるものでございます。

続きまして、４目事務費繰入金２０４万４,０００円の増額でございます。内容につ
きましては、システム改修の半額分と一般管理費の事務費増額分でございます。

次に、８款２項４目雑入の９６万円の増額でございます。内容は、介護予防計画作成
報酬のものでございます。

次に、９１ページをごらんください。

歳出でございます。

１款１項１目一般管理費４０８万４,０００円の増額でございます。内容につきまし
ては、多くは人件費の補正によるものでございますが、３節の時間外勤務手当の不足に
よる増額５０万円と７節の賃金は臨時雇用の賃金改定に伴う増額１万１,０００円でご
ざいます。また、１３節委託料は、システム改修２１６万円と介護予防支援事業委託料
９６万円の増額分でございます。

続きまして、２款１項２目地域密着型介護サービス給付費３,９６０万円の増額でご

ざいます。内容につきましては、今年度4月から小規模デイサービスが地域密着型サービスに位置づけられた影響と全体に給付が増加しているためです。

続きまして、3目施設介護サービス給付費1,800万円の減額でございます。これは4月以降の実績により推計したものでございます。

続きまして、2項1目介護予防サービス給付費1,020万円の増額及び92ページに続きます5目介護予防サービス計画給付費96万円の増額でございます。これにつきましても4月以降の認定者の伸び、利用者の伸びということで実績により推計したものでございます。

次に、6項2目特定入所者介護予防サービス等費20万円の増額でございます。これにつきましても4月以降の実績により推計したものでございます。

次に、3款1項1目介護予防事業費35万円の増額につきましては、人件費の補正によるものでございます。

続きまして、93ページをごらんください。

2項3目総合相談事業費4万2,000円の増額及び4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費2万5,000円の増額につきましても人件費の補正によるものでございます。

7款1項1目介護給付費準備基金積立金579万6,000円の減額でございます。内容につきましては、介護給付費増額による取り崩しでございます。

以上、説明とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

◎日程第17 議案第89号 平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第17、議案第89号、平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を願います。建設課長、井村君。

(建設課長 井村本彦君 登壇)

○建設課長(井村本彦君) それでは、94ページをお願いします。

議案第89号、平成28年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

平成28年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,746万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、99ページをお願いします。

歳入、3款繰入金で一般会計からの繰入金額を27万6,000円減額するものでございます。

同じく歳入4款繰越金での額の確定による33万3,000円の増額をお願いするものでございます。

この歳入の5万7,000円につきましては、先ほど読ませていただきましたとおり増額の関係上差異が生じてございます。

続きまして、100ページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の人件費の増額を5万7,000円、人事院勧告によりお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

(建設課長 井村本彦君 降壇)

◎日程第18 議案第90号 平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎日程第19 議案第91号 平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について

◎日程第20 議案第92号 平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(小椋孝一君) 日程第18、議案第90号、平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、日程第19、議案第91号、平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について及び日程第20、議案第92号、平成28年度紀美野町上水道事業会計補正予算(第2号)について、一括議題とします。

説明をお願いします。水道課長、田中君。

(水道課長 田中克治君 登壇)

○水道課長(田中克治君) それでは、議案書の102ページをお開きください。

議案第90号、平成28年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成28年度紀美野町の野上簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,291万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、補正内容について説明いたします。

106ページをお願いします。

歳入でございます。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金101万9,000円の減額補正です。

4款繰越金101万9,000円の増額です。平成27年度決算における繰越金の確定に伴うものでございます。補正後の歳入額合計は5,291万9,000円でございます。

歳出額の変わりはございません。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の108ページをお開きください。

議案第91号、平成28年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。

平成28年度紀美野町的美里簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,028万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月29日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、補正内容について説明いたします。

112ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款衛生費、1 項 1 目一般管理費の補正です。2 節の給料 3 万 9,000 円、3 節職員手当等で 1 3 万 1,000 円、4 節共済費 1 7 万 2,000 円の計 3 4 万 2,000 円の増額でございます。1 1 節の需用費の電気料は 3 4 万 2,000 円の減額です。補正後の額は、一般管理費 5,677 万 8,000 円と変わりございません。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

続きまして、1 1 4 ページをお開き願います。

議案第 9 2 号、平成 2 8 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）。

（総則）

第 1 条、平成 2 8 年度紀美野町上水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条、平成 2 8 年度紀美野町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款水道事業費用 1 億 6 2 6 万 4,000 円、補正予定額 0 円、計 1 億 6 2 6 万 4,000 円。

第 1 項営業費用 9,391 万 8,000 円、補正予定額 7 万 2,000 円、計 9,399 万円。

第 3 項予備費 2 3 6 万 1,000 円、減額 7 万 2,000 円、計 2 2 8 万 9,000 円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条、予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給料費 2,948 万 8,000 円、補正予定額 7 万 2,000 円、合計 2,956 万円。

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1 1 6 ページをお開きください。

平成 2 8 年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出。

支出でございます。1 款水道事業費用、1 項営業費用、既決予定額 9,391 万 8,000 円を 7 万 2,000 円増額し 9,999 万円、3 項予備費、既決予定額 2 3 6 万 1,

０００円を７万２，０００円減額し、２２８万９，０００円とするものでございます。

人事院勧告に伴う職員の給料、手当等の増額を補正でお願いするものでございます。

補正後の１款水道事業費用の額に変わりはありません。

続きまして、１１７ページをお開きください。

平成２８年度紀美野町上水道事業会計補正予算（第２号）予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、今回の補正に対する人件費の支出に対するキャッシュの増減をフローで示すもので、７万２，０００円の支出増のみを示すものでございます。

続きまして、１１８ページから１１９ページに予定貸借対照表を載せてございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

（水道課長 田中克治君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前１１時４４分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 １時３０分）

◎日程第２１ 議案第６０号 平成２７年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２２ 議案第６１号 平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２３ 議案第６２号 平成２７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２４ 議案第６３号 平成２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２５ 議案第６４号 平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２６ 議案第６５号 平成２７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２７ 議案第６６号 平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２８ 議案第６７号 平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第２９ 議案第６８号 平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第３０ 議案第６９号 平成２７年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（小椋孝一君） 日程第２１、議案第６０号、平成２７年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第２２、議案第６１号、平成２７年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２３、議案第６２号、平成２７年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２４、議案第６３号、平成２７年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２５、議案第６４号、平成２７年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２６、議案第６５号、平成２７年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２７、議案第６６号、平成２７年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２８、議案第６７号、平成２７年度紀美野町野上簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第２９、議案第６８号、平成２７年度紀美野町美里簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第３０、議案第６９号、平成２７年度紀美野町上水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上１０件を一括議題とします。

本決算の認定については、委員長の審査、経過、結果の報告を願います。

平成２７年度紀美野町決算審査特別委員会委員長、美野勝男君。

（決算審査特別委員長 美野勝男君 登壇）

○決算審査特別委員長（美野勝男君） さきの定例会における９月１６日の本会議において、決算審査特別委員会に審査付託されました議案第６０号から議案第６９号までの平成２７年度決算関係１０議案につきまして、去る９月２１、２７日の２日間にわたり慎重に審査を行いましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第６０号、平成２７年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について御

報告いたします。

歳入において今後の税収の見込みをどのように捉えているかという質疑につきましては、経済の豊潤化に向けた動きは地方に波及しつつあるが、まだ地域間でばらつきがある。当町の自主財源の基幹である町税収入は、人口減、景気の低迷により、引き続き落ち込んでいる状況にある。地方税収入が減少している中で、今まで以上に町税の徴収に力を入れていくことは十分承知している。今後も適正な課税、適正な徴収により自主財源の確保に努めていきたいとのことでした。

地方交付税の今後の見通しについてであります。平成27年度は合併算定替えの特例措置最終年度であり、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるように平成27年度においては人口減少特別対策などの新設事業を組み入れて、財政的に乏しい団体に配分されたことにより、前年度に比べ少し増額となっているとのことでありましたが、平成28年度からの算定に当たっては、平成27年の国勢調査による人口が反映されることになり、前回国勢調査による人口からマイナス1,180人、11.35%減となるので、今後の交付税に影響が及ぶことに加え、5年の激変緩和期間に入るので1年後は1割減、その後3割、5割、7割、9割減となり、平成33年度には一本算定替えになることから3億円減になると見積もっているとのこと。今後、予算編成についても合併算定替えを見越して歳出の抑制に努めていきたいとのことでした。

公営住宅使用料の滞納繰越分についての取り組みについては、長引く不景気のもと、入居者においても日常の生活が厳しく、その結果、滞納につながっているものと考えている。町としては、督促状発行のほか、来庁要請、電話連絡、夜間訪問により、また保証人へ相談するなど滞納の回収に努めているとのことでした。

続いて、歳出に移ります。

まず、総務費です。

人事評価制度導入委託に係る質疑については、評価者も被評価者も全てが納得できる仕組みを構築するということで、全職員が研修に参加し、全員が共通の認識を持って進めており、職員がそれぞれ目標を立て、それに伴うスケジュール管理を行い、評価者との間において中間面談、年度末の最終面談を実施し、業績評価、また能力評価につなげていくとのことでした。

コミュニティバスに関する質疑については、高齢化が加速する中、バスを利用していた方が体の状態の変化により利用できなくなったり、また、お亡くなりになるなど、1

人が乗車しなくなることにより年間の乗車人数が大幅に減となるとのことでありました。

運行に関しては、さまざまな意見をいただきながら、住民のニーズに合った運行を目指し、現在、デマンド方式を検討中であり、年度内に方向づけをしていきたいとのことでした。

臨時雇用の賃金・待遇改善に係る質疑では、最低賃金については、本年10月からの引き上げに基づき改正して運用していくとのことでした。

また、臨時職員については、事務補助のほか、保健師、看護師、保育士、調理員等多種多様の業務に従事しており、待遇については十分考慮し、必要に応じて改善していくとのことでした。

次に、民生費です。

長谷毛原健康センターの利用に係る今後の推移については、現在、小規模デイサービスとして運営されており、デイサービス、入浴利用はおおむね横ばいで推移すると考えているとのことでした。

15歳未満の児童が属する世帯へ1人当たり2万円の商品券を配布する子育て支援事業の成果については、対象者749人に対し申請は97.9%にあたる733人分で、うち729人分の1,058万円が使用され、主に家庭用品、衣類、寝具の購入に充てられたとのことでした。

健康に関するイベント継続の必要性を考えているかとの質疑については、健康フェアは以前の健康まつりにかわって小規模に実施したもので、大々的に開催することは難しいが、いきいき行動計画にのっとり広く関係機関と連携し健康づくりを兼ねたイベントを実施していきたいとのことでした。

次に、農林水産業費です。

農産物加工グループに関する質疑についてですが、会員の高齢化に当たり、新たな会員をふやす手段として、地域において料理講習会を行って参加いただいた方に積極的に加入を呼びかけたり、イベント時に加工品を販売するに当たってPRを行っているとのことでした。また、採算性については、賃金も払えており、年間約45万円の繰り越しができているとのことで、町としては、今後も加工所の設備の充実等環境改善に応援していきたいとのことでした。

地籍調査事業に係る質疑については、町内128.34平方キロメートルのうち、98.02平方キロメートル完了しており、進捗率76.4%であり、年間約4平方キロメ

ートル実施し順調に進めており、平成37年度完了を見込んでいるとのことでした。

次に、土木費です。

河川改修に関する質疑においては、進捗は平成27年度末で、柴目川で60%、長谷川で70%となっており、早期完成を目指し、平成28年度には6,000万円の予算配分となっており、引き続き県へ要望を行っていききたいとのことでした。

また、遊具設置工事に関連した公園の遊具の安全管理に関する質疑については、月に一度職員が点検を行っており、点検簿に記入の上、課長が確認しているとのこと、平成28年度からは年1回の業者点検を行うとのことでありました。

次に、消防費です。

救急搬送先が管内より管外のほうが多く、また搬送時間が60分以上かかっている件数が多いとの質疑については、傷病者の搬送及び受け入れに関する基準に基づき救急業務を実施しており、傷病者の状況を的確に観察し、現場で判断して素早く処置できる病院に搬送しており、病院選定に関しては厳密に行っている。救急巡回パトロールも幾つものルートを組んで行っているが、遠方地域の対応に関しては、適正な解決策を現在も検討し続けているとのことでした。

次に、教育費です。

扶助費の就学援助費に係る内容周知にどのように工夫しているかの質疑に対し、学校を通じて保護者に相談を持ちかけるようにしているが、今後さらに強化していきたいとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ、採決いたしましたところ、議案第60号の決算内容について、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、特別会計及び事業会計の議案第61号から議案第69号について審査をいたしました。その経過及び結果について主なもののみ報告します。

議案第61号、紀美野町国民健康保険事業特別会計で、条例改正により平成27年度から国保税を引き上げているが、税収が減少する理由についての質疑では、大きな要因として、被保険者の減、世帯数の減に加え所得の伸び悩みによるもので、また、資産割となる固定資産税においても評価替えの影響による減とのことでした。

国庫補助金の財政調整交付金の減少については、平成26年度は野上厚生病院の電子カルテの導入により約4,000万円あったので、その分の減少によるものとのことでした。

療養給付費について、被保険者が減っているにもかかわらず増額となっている理由については、団塊世代である68歳くらいの方の人数がピークを迎えており、病気になる率が高くなり給付が上がってきているものと考えており、今後、団塊世代が74歳になるまでの6年間はピークが続くと予想しているとのことでした。

保健事業費の疾病予防に係る周知についての質疑では、対象者に対し、3月末に受診券及びパンフレットの送付を行い、また、4月に予防に関するチラシを各戸配布し周知を行っているとのことでした。

議案第62号、紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計で、医薬材料の納入に関する質疑について、小川、志賀野、真国、細野診療所においては、厚生病院の医師により厚生病院から納入しており、また、国吉、長谷毛原診療所においては、常駐の職員である医師が4業者程度からの見積もりにより最安値提示業者から納入しているとのことでした。

議案第63号、紀美野町後期高齢者医療特別会計で、後期高齢者医療広域連合納付金が前年度より減少していることについて、被保険者数が年々右肩下がりになっているとのことでした。

また、軽減措置を受けている方がかなり多いことについては、高齢者の収入が国民年金による方が多いことが原因と思われるとのことでした。

次に、議案第64号、紀美野町介護保険事業特別会計で、合併以来ふえ続けていた介護サービス給付費が、ここ最近伸びが鈍化しているのは、介護予防の成果が出ているのではないかという質疑に対しては、成果が出ていると自負しているが、後期高齢者の割合が減っていることも1つの要素と考えている。さらに、介護予防を進めて給付の抑制を図っていききたいとのことでした。

また、総合相談支援事業について、高齢者虐待2件となっているが、一般的に高齢者虐待は見えにくくなっている中で、どのように地域と密接にかかわっているかの質疑に対し、民生委員の方が熱心に訪問してくれ、情報交換を保健福祉課と行っているほか、介護認定調査においても高齢者とかかわっており、お互いに情報を共有していることが大きいと考えており、今後もさらに虐待予防を図っていききたいとのことでした。

議案第67号、紀美野町野上簡易水道事業特別会計で、滞納分の督促についての質疑では、年4回、3・6・9・12月、督促状を発送しているとのこと。

また、今後、電話連絡のほか休日及び夜間訪問を行い、事情を確認し、一括納付ある

いは分割納付を促し、徴収率アップを図っていききたいとのことでした。

以上のような審査の経過を踏まえ採決いたしましたところ、議案第61号から議案第69号の各会計の決算内容は、認定すべきものと決しました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

(決算審査特別委員長 美野勝男君 降壇)

○議長（小椋孝一君） これから議案第60号から議案第69号まで委員長に対する一括質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第60号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） 27年度一般会計についての決算について反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、過日、決算審査特別委員会が9月中に2回委員会が開かれました。今回の日程については、町民の皆さんにかかわって審査するという基本でありまして、これは10月あるいは11月中に何かあってどうしても委員会が開けないとするならば9月ということもあると思いますが、そういうふうな状況でもない限り、やはり町民の皆さん方に十分な決算が正しかったと、そういうことをお知らせする意味でも、その内容がどうであったかとお知らせする意味でも十分に調査をする期間をとってやるべきであります。そういう点では、この9月中にということが開かれたことについては不十分であったと、まずこの点について申したいと思います。

さて、この2日間の審査においてでございますけれども、厳しくなってくる町の予算の中で、旧美里町に光ファイバーを設置するための予算が使われ、あるいは青年就農者支援のための予算が使われ、あるいは小川小学校、下神野小学校のつり天井落下防止予算等々、そういう町民の皆さん方にとって還元すべき予算の執行があったわけでございます。しかし、残念なのが、歳入においては、自衛官募集の事務委託金が国庫委託金として歳入され、具体的な使われ方は、全体にどこということに使われているかということについては指摘できないということでございましたけれども、そういうふうな予算

の執行があった。

また、防衛協会についてでありますけれども、防衛協会については、私自身も旧美里町時代から主張してまいりましたけれども、当局が言われてきた、震災や洪水などの災害発生時に自衛隊が出動して住民の避難のために奮闘するというものであります。しかし、私たちが指摘してきたように、自衛隊が国民を守るためにだけあってほしいと、このように願っておったわけでございますけれども、だんだんとそうではないことが起こりつつあります。昨年の平和安全保障関連法が強行採決され、そして、いよいよ新任務である駆けつけ警護という戦闘することもあり得る任務のもとに自衛隊が派遣されました。南スーダンという国で2つの部族が石油の利権を争って衝突と申しますけれども、本当は衝突ではなくて戦闘なんです。昔、第二次世界大戦の前に日本が満州事変というふうに戦闘であったのを事変というふうな形で言いわけしてきたと同じような状況であります。実際、NGOのボランティアにとっても、このように自衛隊等の派遣がなくて平和な日本ということのほうが仕事がしやすいというふうに言われておりますけれども、そのような状況があります。

この町からは以前の答弁で6人の自衛官がおられるという答弁がありました。それが4人になっていると、この2人がどうして減ったのかその理由はわかりませんが、今、自衛隊の希望者が減っている。自衛隊というのは、隊員となれば行けと言われれば危険なところへも行かなければならない、そういうことがあると思います。その自衛隊員をふやすために今いろんなところで施策をとっておられるようでございますけれども、我が町にとっても大事な若者の命を何としても守っていかなければならない、あくまでも自衛隊は災害から国民を守ることを優先のそういう部隊で、戦闘じゃなくて、自衛隊というのは国を守るために頑張ってもらおうというのが本来の姿であると思います。

そういうふうな形の中で、だんだんとそういうふうな状況に変わっていつている。また、憲法を変えるようなところも防衛協会の運動方針の中に出てきている。そういうところへの支出はするべきではないというふうに考えます。

また、マイナンバーの問題でございますけれども、このマイナンバーというのは、個人のプライバシーが集約されている。そして、これが絶対に秘密が守られると、プライバシーが守られるということでございましたが、実質的にそれもややこしい状況になってきている。

さらに、このマイナンバーというところが実際は5%しかカードをもらってないよう

でありますけれども、そういうところがやはり町民が心配があるからそのような状況になっているというふうに思います。そのマイナナンバーへも数百万の予算が執行されてきている。

そういうふうな中身でございますので、全体として町民の皆さんに還元される分もありながら、部分的にこういうふうな問題があるということで私は反対いたします。

(1 1 番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 6 0 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 6 0 号に対する委員長報告は、認定するものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を願います。

(起立多数)

○議長 (小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第 6 0 号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 6 1 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 6 1 号を採決します。

議案第 6 1 号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第62号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

議案第62号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第63号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） 平成27年度後期高齢者医療特別会計決算認定の反対討論を行います。

お年寄りを75歳という年齢で区別し、あらゆる医療保険から切り離すという高齢者尊厳を無視した差別医療制度に私たちは一貫して反対し、廃止を求めています。そうした理由から、平成27年の後期高齢者医療特別会計の当初予算にも反対しており、予算の執行に問題なく執行されていたとしても、決算の認定に賛成の立場をとることはできません。町は国の制度に沿って執行したのですが、制度に反対して活動を繰り返しているこの決算認定には反対いたします。

以上です。

（5番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第63号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第64号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

議案第64号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第65号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 5 号を採決します。

議案第 6 5 号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 5 号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 6 6 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 6 号を採決します。

議案第 6 6 号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 6 7 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 6 7 号を採決します。

議案第 6 7 号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 7 号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 6 8 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 6 8 号を採決します。

議案第 6 8 号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 8 号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから議案第 6 9 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第 6 9 号を採決します。

議案第 6 9 号に対する委員長報告は、認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長 (小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 2 時 0 5 分)